

重要事項説明書

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

＜令和7年8月1日＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口
電話番号……………0263-78-6311
営業時間 (月～土曜日 午前9時～午後6時まで)
2. サクラケア松本店(介護予防)福祉用具貸与の概要
 - 1) (介護予防)福祉用具貸与事業所の指定番号およびサービスの提供地域
事業所名 サクラケア松本店
所在地 松本市梓川俣466-3
介護保険指定番号 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与2074000551
サービスを提供する地域 長野県全域
 - 2) 同事業所の職員体制 ①管理者1名 ②福祉用具専門相談員 2名以上〔常勤〕
 - 3) 営業時間
平日……午前9時～午後6時
＊日、祭日、年末年始(12月30日～1月3日)は休業させていただきます。
 - 4) 緊急連絡 時間外(9:00～18:00以外)休日の緊急時の連絡は、
0263-78-6311へお願いします。
3. 取り扱う種目 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与13品目
車椅子・車椅子付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・
自動排泄処理装置・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊検知機器
・移動用リフト(つり具の部分を除く)
4. 利用料金
 - 1) 利用料
①レンタルは1ヶ月単位ですが、開始月と終了月のレンタル料は以下の通りとなります。
ア)レンタル開始月のレンタル料
・契約日がその月の15日以前/1ヶ月分の全額・契約日がその月の16日以降/1ヶ月分の半額
イ)レンタル終了月のレンタル料
・解約日がその月の15日以前/1ヶ月分の半額・解約日がその月の16日以降/1ヶ月分の全額
ウ)レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料は1ヶ月分全額となります。
エ)介護保険が適用されない場合、あるいは介護保険でのご利用上限額を超えた分は、レンタル料全額がご利用者負担となりますのでご了承ください。
②福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は、その実費をご請求申し上げます。
③前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とします。
 - 2) 交通費 前記2の1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。(25円／km)
 - 3) お支払い方法 月末の精算とし、毎月27日に当月分をご請求申し上げます。翌月10日までに お支払い下さい。契約終了の申し出がない場合は、更に1ヵ月間自動的に更新されるものとし、以後についても同様とします。
 - ④毎月の請求書の発行・郵送はおこなっておりません。ご契約時に交付されたレンタル契約書が請求書の役割を果たします
5. サービスの利用方法
 - 1) サービスの利用開始
まずはお電話でお申し込み下さい。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
 - 2) サービスの終了
 - 1 お客様のご都合でサービスを終了する場合

電話にて、お申し出下さればいつでも解約できます。

- 2 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヵ月間の予告期間をおいて通知するとともに、サービス提供地域の他の(介護予防)福祉用具貸与事業者をご紹介します。
 - 3 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
 - ・ お客様がお亡くなりになった場合。
 - 4 その他
 - ・ お客様やご家族等が当社や当社の福祉用具専門相談員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ 経年使用による通常損耗(畳や壁の変色、床材、カーペットの押跡、突っ張り型手すり設置による天井のすり汚れ等)の補修はいたしかねます。
 - ・ 以下レンタル契約書に基づくとおりとします。
 6. 事故発生時の対応
指定居宅サービスの提供によりお客様に対する事故が発生した場合には、速やかにご家族・ご担当居宅介護支援専門員・市長村(事態により)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 7. 虐待防止のための措置
高齢者の尊厳の保持に深刻な影響を及ぼす虐待を防止するため、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、以下のとおり必要な措置を講じます。
 - 1) 従事者に対する定期的な研修を実施します。(採用時とその後、年1回以上)
 - 2) 苦情処理のフローチャートを準用し、管理者を受付責任者とし、事故苦情改善委員会において対策を検討、実施を行います。
 8. サービス内容に関する苦情・相談・ご不明な点をご連絡下さい。
当社お客様相談受付時間 営業日の9:00～18:00
苦情相談窓口 苦情担当者 輪湖 雅和 電話0263—78—6311
長野県国民保険連合会 026—238—1555
安曇野市役所高齢者介護課 0263—81—1636
松本市高齢福祉課 0263—34—3214
東筑摩郡朝日村住民福祉課 0263—99—2001
東筑摩郡山形村保健福祉課 0263—97—2100
- 以上、(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	松本市梓川倭466-3
	名 称	サクラケア松本店 印
説明者 所 属	サクラケア松本店	
	氏 名	

重要事項説明書

(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)

< 令和7年8月1日 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口
電話番号……………0263-78-6311
営業時間 (月～土曜日 午前9時～午後6時まで)
 2. サクラケア松本店特定(介護予防)福祉用具販売の概要
 - 1) 特定(介護予防)福祉用具販売の指定番号およびサービスの提供地域
事業所名 サクラケア松本店
所在地 松本市梓川466-3
介護保険指定番号 特定(介護予防)福祉用具販売2074000551
サービスを提供する地域 長野県全域
 - 2) 同事業所の職員体制
①管理者1名〔常勤〕 ②福祉用具専門相談員 2名以上〔常勤〕
 - 3) 営業時間
平日……午前9時～午後6時
* 日、祭日、年末年始(12月30日～1月3日)は休業させていただきます。
 - 4) 緊急連絡
休日の緊急時の連絡は、
0263-78-6311へお願いします。
 3. 取り扱う種目
厚生労働大臣が定める特定(介護予防)福祉用具
腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす
入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト)簡易浴槽
移動用リフトのつり具部分・自動排泄処理装置
固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く)・多点杖及び単点杖(松葉杖を除く)
 4. 購入費
 - 1) 購入費
 - ①当社カタログ(目録)に表記の額
 - ②福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は、その実費をご請求申し上げます。
 - 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の本書面に署名を受ける事とします。
 - 2) 交通費
前記2の1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。(25円/km)
5. サービスの利用方法
 - 1) サービスの提供
まずはお電話でお申し込み下さい。
ご利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、特定(介護予防)福祉用具を適切に選定しご契約(注文)頂きます。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。(支援計画書の複写用紙が必要となります。)
※ 被保険者証をご提示下さい。
 - 2) サービス困難時の対応
お客様のご都合で解約する場合
商品注文後1週間以内に文章でお申し出下さい。

6. 事故発生時の対応

指定居宅サービスの提供によりお客様に対する事故が発生した場合には、速やかにご家族・ご担当居宅介護支援専門員・市長村(事態により)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 虐待防止のための措置

高齢者の尊厳の保持に深刻な影響を及ぼす虐待を防止するため、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、以下のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 従事者に対する定期的な研修を実施します。(採用時とその後、年1回以上)
- 2) 苦情処理のフローチャートを準用し、管理者を受付責任者とし、事故苦情改善委員会において対策を検討、実施を行います。

8. サービス内容に関する苦情・相談・ご不明な点をご連絡下さい。

当社お客様相談受付時間(営業日の9:00～18:00)

苦情相談窓口 苦情担当者 輪湖 雅和 電話0263—78—6311

長野県国民保険連合会 026—238—1555

安曇野市役所高齢者介護課 0263—81—1636

松本市高齢福祉課 0263—34—3214

東筑摩郡朝日村住民福祉課 0263—99—2001

東筑摩郡山形村保健福祉課 0263—97—2100

以上、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売のサービス提供にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 松本市梓川倭466—3
名 称 サクラケア松本店

説明者 所 属 サクラケア松本店
氏 名